

## 1 いじめの定義及びいじめ防止等の対策に関する基本的な方針

(いじめの定義)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童等は、いじめを行ってはならない。【いじめ防止対策推進法第4条】

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者地域他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめ防止のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務、生徒指導主事、不登校対策係、教育相談担当、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー、いじめ専門相談員（教育相談室）、子ども相談主事（地域こども相談センター）による、いじめ防止等の対策に向けた委員会を設置し必要に応じ開催する。

(2) 生徒指導委員会（不登校対策委員会）

校長、教頭、教務、生徒指導主事、その他職員全員による、問題行動・不登校等の情報交換及び共通理解を図るための委員会を設置し毎月1回開催する。

(3) 教育相談係会

教頭、教務主任、教育相談、不登校対策係、スクールカウンセラー等による、不登校児童等の情報交換及び共通理解を図るために必要に応じて適宜開催する。

(4) 職員会議、終礼（水曜日）での情報交換及び共通理解

全教職員で注意・配慮を要する児童・家庭の情報交換及び共通理解を図る。

### 3 いじめの未然防止への取組

(1) 日々の児童とのかかわり・・・教職員の感性を高める

- ・すべての児童が意欲をもって取り組む授業づくりを工夫する。「わからない」「できない」ことを大切に授業を進める。
- ・日々の学校生活の中で、児童の気持ちに寄り添うことに心がける。
- ・学校生活に対する意識調査などにより、個々の児童の状況や学級集団の実態の把握に努める。

(2) 自己肯定感を高め、好ましい人間関係づくり

- ・学級活動や児童会活動などを通し、児童の自主的自立的な活動を推進し、自己肯定感を高め、心が通い合う望ましい人間関係の形成を図る。
- ・保護者並びに地域その他の関係者と連携を図り、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動を支援する。

(3) 自己指導力と豊かな心を育てる取り組み

- ・人権教育の基盤である自他の生命尊重や思いやりと豊かな情操、規範意識を育成し、人権感覚や人権意識を高めるために、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進する。
- ・いじめについて主体的に考える機会を多く設け、道徳心を培い一人一人が大切にされ、心の居場所がある学級づくりを行う。

(4) 体験活動の重視

- ・奉仕活動や集団宿泊学習などを多く取り入れ、社会性の涵養や豊かな情操を培う。
- ・「縦割りの活動」などの異学年との交流、地域の人たちを招いての学習など、他者から学ぶ体験を積ませる。

(5) インターネット等で行われるいじめに対する対策

- ・児童や保護者が、インターネット等を通じて行われるいじめの防止や対処法について必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(6) 教職員の資質向上

- ・いじめ防止等のための対策に関する研修を計画的に実施し、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

## 4 いじめの早期発見のための措置

### (1) 定期的な調査等

いじめの早期発見に向け、定期的なアンケートや教育相談の実施を行うとともに、教職員やスクールカウンセラーに、日頃から児童や保護者が安心して相談できる信頼関係を築く。

### (2) 児童の見守りと情報共有

児童の発するサインを見逃さないように日常生活の様子を観察し、ささいな兆候であっても、早い段階から教職員が相互に情報を共有し積極的に面談や家庭連絡などを行う。

### (3) 家庭や地域・関係機関との連携

家庭や地域との連携を日頃から図り、学校外での子どもの様子を気に向け、変化が見られた場合には、早急に家庭・地域・学校が連絡を取り合えるようにする。スクールカウンセラーと定期的に連携する。必要に応じて関係機関（岡山市教育委員会・警察等）と連携する。

## 5 いじめに対する措置

### (1) いじめ発見時等の基本対応

日常的な観察でいじめと疑われる行為を発見した時は、直ちにその行為をやめさせる。児童や保護者からの訴えなどにより、いじめの相談等がある時は、問題を軽視することなく早期に適切な対応をして、その実態を的確に把握する。いじめられている児童や通報者の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応する。保護者との面談は、その日のうちに行うことを原則とする。

### (2) 組織的な対応

いじめ問題への取組は**いじめ防止のための組織**等により組織的に対応する。必要に応じて、関係機関（岡山市教育委員会・警察等）と連携・対応し、保護者へ情報を適切に提供する。

### (3) いじめの事実確認

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、可能な限り正確に把握する。短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、教職員間の連携と情報共有を随時行う。なお、保護者対応は複数の教職員(担任・生徒指導担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

○いじめの情報を整理

- ・だれが (Who)                      ・だれと (with Whom)
- ・何を (What) 又はだれに対し (to whom)
- ・いつ (When)                      ・どこで (Where)
- ・どんな方法で (How)      ・何をしたか (what)
- ・なぜ (Why)
- ・どのくらいの期間 (while)
- ・どう感じているか      など

(4) いじめ解消後の継続的な指導

いじめられた児童、いじめた児童、取り巻いている児童その他全児童へ指導する。

- ・「社会で許されない行為は子どもでも許されない」との認識に立って指導にあたる。
- ・道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、自分たちの問題として意識させ指導する。
- ・学級活動や児童会などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導援助を行うとともに、「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級や学校全体に示す。
- ・指導後の状況について、いじめが継続されたり陰湿化したりしていないかを確認する。

(5) 重大事案への対処

以下の場合には、重大事案として学校の設置者(市教委)に報告することが義務づけられている。

市教委との連携のもとで、「いじめ対策委員会」を設置する。専門的知識、経験を有した第三者の参加も含め、適切な専門家を加えて対処する。

- ①いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- ②いじめにより児童が相当の期間(年間 30 日程度)欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
- ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

## 6 取組の評価等

- (1) 学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行い改善に生かす。
- (2) 学期毎に具体的な取組状況や達成状況と結果を踏まえ、その改善をする。

年間を見通したいじめ防止指導計画

	職員会議等	未然防止	早期発見に向けて
4	いじめ対策委員会 (指導方針・計画等) 職員会議・生徒指導委員会での情報交換等	学級づくり 人間関係づくり 道徳教育の充実 人権教育の充実 情報モラルの指導	家庭訪問
5	懇談会等での保護者向け啓発	QU・アセス実施	参観日・懇談 いじめ調査アンケート
6	教職員人権研修	いじめ防止週間 人権に関わる授業 (道徳・学活) ※中学校区全校で授業公開	参観日 教育相談
7			学校評価アンケート 個別懇談
8			
9			
10		QU・アセス実施	参観日・懇談
11			教育相談 学校評価アンケート
12	教職員人権研修	人権週間 人権(道徳・学活)	
1	教育課程検討委員会		参観日
2		QU・アセス実施	参観日・懇談
3	↓		↓